

電磁的方法による書面交付に関する同意事項

第1条. 目的

本同意事項は、貸金業者である東光商事株式会社（以下、「当社」という）が、当社と金銭消費貸借取引を希望する相手方（以下、「申込人」という）に対して法律により義務付けられている一部書類の交付にあたり、その諸条件等を定めたものです。

第2条. 定義

- (1) 電磁的記録とは、電子式・磁気式・光学式などの方法で記録され、スマートフォンやタブレット端末、パソコン等電子機器類（以下、「PC・スマホ等」という）を用いて処理される情報を指します。（以下、電磁的記録を「電子データ」という）
- (2) 電磁的方法とは、PC・スマホ等を利用しインターネットを介して電子データを送受信する方法等です。具体的には、「電子メールによる伝達方法」、「WEB サイトの閲覧および電子データのダウンロードによる伝達方法」、「USB メモリや CD-ROM 等記録媒体を送付する方法」等を指します。

第3条. 同意事項の任意性

本同意事項への同意は任意であり、融資申込の審査結果には影響しません。

第4条. 対象書面

当社が電磁的方法により交付する書面は、貸金業法等により定められている以下の書面および関連する書面です。

- ① 契約締結前交付書面（貸金業法第16条の2）
- ② 契約締結時交付書面（貸金業法第17条第1項）
- ③ 領収書（貸金業法第18条）
- ④ 重要事項の変更通知書（貸金業法第17条第1項後段）
- ⑤ その他、当社が必要と判断した書面

第5条. 電磁的方法による書面交付、閲覧方法について

電磁的方法による書面交付の方法は、次のとおりです。

- (1) 当社は、申込人が申込時に指定したメールアドレスに宛てて、電子メールに電子データを添付し送信します。当社が使用する電子メールは、当社ドメイン（@toko-net.co.jp）のアドレスです。
- (2) 申込人は、受信した電子メールに添付された電子データを、自身の PC・スマホ等に保存し閲覧します。閲覧に必要なアプリケーションは、申込人により用意していただきます。

(3) 申込人は交付された電子データを必ず閲覧するものとし、電子データの破損など不具合が生じた場合は、直ちに当社へ連絡のうえ電子データの再交付を受けるものとします。

当社は、再交付の連絡がない限り、申込人が電子データを受け取り、その内容を了承したものと看做します。

第6条. 対象書面の交付について

申込人は、次のいずれかに該当する場合、その理由および対象書面を当社に申告することにより、当該書面について、別途、郵送その他の方法で交付を受けることができるものとします。

- ① 申込人の使用する PC・スマホ等の障害、通信上のトラブル、インターネット環境の不具合等により、対象書面の閲覧およびダウンロードができない場合
- ② 申込人が希望する場合

第7条. 電磁的方法による書面交付の中止について

申込人は、電磁的方法による書面交付の同意を撤回できるものとします。撤回の申し出は当社所定の手続きにて行うものとし、以後、電磁的方法による交付を中止し、対象書面は紙媒体で交付します。

第8条. 免責事項について

- (1) 当社は、電磁的方法による書面交付について、当社WEBサイトに掲載する方法または、電子メールで通知する方法等により、申込人の同意を得ること無く、内容を変更できるものとします。
- (2) 申込人は、申込時に指定したメールアドレスに変更・廃止があった場合、速やかに当社へ届け出るものとします。申込人が届け出を怠ったことにより申込人に生じた不利益について、当社は一切その責を負いません。
- (3) 法令対応その他諸般の事情により、当社が必要と判断したときは、電磁的方法によらず紙媒体で書面を交付する場合があります。また、電磁的方法により既に交付済みの書面も、再度紙媒体で交付する場合があります。
- (4) 当社は、以下の事項により生じる申込人の損害については、一切その責を負いません。
 - ①通信ネットワークの障害等により、電磁的方法による書面交付が利用できないことで生じた損害。
 - ②申込人の使用する PC・スマホ等に生じた、一切の不具合。
 - ③天変地異、その他当社の責に帰すことがない事由により、電磁的方法による書面交付が遅延し、または不能となったことにより生じた損害。

以上